

(様式17号の1)

誓 約 書

私(私の家族: _____)は令和 年 月 日に _____ 事故により _____ 病院において診療を受けましたが、この診療費は、国民健康保険法の規定により医療費の全額または一部の給付制限を受ける場合があっても異議の無い事を誓約致します。

尚、医療費の全額または一部の給付制限については、組合の請求が有り次第、指定期日までに返還致します。

★参考 国民健康保険法の規定とは・・・

- 第60条・・・被保険者が自己の犯罪行為により、または故意に疾病にかかり、または負傷した時は当該疾病または、負傷に係る療養の給付等を行わない。
- 第61条・・・被保険者が闘争、泥酔または著しい不行跡によって疾病にかかり、または負傷した時は、当該疾病または負傷に係る療養の給付等は、その全部または一部を行わない事が出来る。
- 第62条・・・保険者は、被保険者または被保険者であった者が、正当な理由無しに療養に関する指示に従わない時は、療養の給付等の一部を行わない事が出来る。
- 第63条・・・保険者は、被保険者もしくは被保険者であった者または保険給付を受ける者が、正当な理由無しに、第66条の規定による命令に従わず、または答弁もしくは受診を拒んだ時は、療養の給付等の全部または一部を行わない事が出来る。
- 第64条・・・保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行った時は、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 第65条・・・偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がある時は、保険者は、その者からその給付の価格の全部または一部を徴収する事が出来る。
- 第66条・・・保険者は、保険給付を行なうにつき必要があると認める時は、当該被保険者もしくは被保険者であった者または保険給付を受ける者に対し、文書その他の物の提出もしくは提示を命じ、または当該職員に質問もしくは診断をさせる事が出来る。

令和 年 月 日

埼玉県建設国民健康保険組合

理事長 宮前 守 殿

組合員 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____